

第20回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成26年9月25日(木)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名

4 出席委員 23名

1番 山口 忠雄	2番 関 憲夫	3番 高浦 芳一
4番 篠原 覚	5番 柳井 進	6番 渡邊 久芝
7番 渡邊 邦男	8番 積田 雅美	9番 佐久間 政男
10番 多田 總一郎	11番 山下 和彦	12番 宮嶋 十郎
13番 中川 喜一郎	14番 板倉 保	15番 佐久間 正夫
16番 奥野 政義	17番 峯下 健次	19番 佐久間 保夫
20番 地引 正和	22番 葛田 吉弥	24番 渡邊 喜一
26番 藤井 幸光	27番 福原 孝彦	

5 欠席委員 3名

18番 川名 康夫	21番 御園 豊	25番 笹生 猛
-----------	----------	----------

6 出席事務局職員 4名

佐久間事務局長	森副参事	鈴木主幹	神作主事
---------	------	------	------

開 会

平成26年9月25日午後3時00分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第20回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、26名中23名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。18番、川名康夫委員、21番、御園豊委員、25番、笹生猛委員でございます。

議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 次に、議事録署名人の指名を行います。

19番、佐久間保夫委員、20番、地引正和委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の1についてご説明申し上げます。

議案1ページと会議資料1ページ、2ページに本件に関する資料を載せております。本件は、平成26年8月26日付で提出がありました。申請内容は、勝在住の方が農業者年金制度に基づき経営移譲年金を継続して受給するため交換により取得した農地を同一世帯の後継者へ使用貸借しようとするものです。設定しようとする権利の種類は使用貸借権でございます。期間は10年です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくご願ひいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、経営移譲年金を受給するための申請でありますので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略いたし、質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第2号整理番号1についてご説明いたします。

議案2ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が、親族である所有者から申請地を使用貸借により借り受けして農地3筆で750.61平方メートルの計画区域内に太陽光発電施設を建設しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については平成26年8月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料3ページの位置図をごらんください。申請地は、袖ヶ浦市役所の南西約3キロに位置し、住宅及び河川による分断がなされていることから、第2種農地と判断されます。

総会資料4ページに今回の太陽光発電施設のパネル設置の図面を添付しております。この配置により180枚のパネルの設置が計画されております。

排水関係について、汚水、雑排水は発生せず、雨水については区域内にて浸透処理する計画であります。

この転用計画については、隣接農地はありません。

総会資料5ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

20番、地引正和委員。

○20番（地引正和君） 20番、地引です。9月20日に さん、申請人の本人と、それから息子さんの2人に会いました。今事務局から説明があったとおりに、 を渡って左に入ってすぐそばのところであります。現地は、この写真見てもわかるとおりに平らになっておりまして、雑草も非常に短くて良好な土地でございました。議案資料の4ページに三角になっているのですけれども、見ると非常に広いのですけれども、何でこんな三角になっているのだといったら、小櫃川の河川敷があって斜めにずっと入っているということでした。皆さん親子兄弟で全員の土地でやっている状況です。1,700万かけて、大体8年で元を取るのだというようなことでした。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はご

ざいせんか。

どうぞ、渡邊委員。

○24番(渡邊喜一君) 24番の渡邊ですけれども、この施設をつくるのに農地以外への誘導というもの、それをしたかどうか、それを聞かせてほしいのですけれども。

○議長(中川喜一郎君) では、事務局、森君。

○事務局(森 博君) こちらにつきましては、家のすぐ目の前になるのですけれども、こちらでの計画ありきでのご相談がございまして、ほかの土地でということのこちらからの提案というのはしてございません。

○議長(中川喜一郎君) 渡邊さん。

○24番(渡邊喜一君) 農業委員の一つの仕事として、農地をできるだけ農地として残すという目的が一つあると思うのです。だから、そういうときはできるだけ農地以外の例えば別の土地のところに、そういう土地のほうに振り向けるといふか、そういうふうには誘導するといふか、それも一つの仕事だと思っただけけれども、何でされていないのか、ちょっと理解に苦しむのだけれども。

○議長(中川喜一郎君) 事務局、森君。

○事務局(森 博君) ほかの土地を誘導していないということは事実でございまして、今回この申請者のお持ちの土地の中でこの土地以外ですと既設の建物、住宅がある土地しかございませんので、その一部を撤去するなりして事業をするといふことしか方法はないといふことで、ここ以外に選択肢がなかったといふことでございます。

○議長(中川喜一郎君) 渡邊委員。

○24番(渡邊喜一君) この土地はいつ農地になったか知りませんが、例えば農地なんて何百年、もしかしたら何千年かけてずっと農地として守られてきたやと思うのです。近年何か時代が変化したからといって急に農地からほかに移してお金を得ようとする、その辺のところがよくわからないので、もしわかる人がいたら答えを聞きたいのです。何百年農地を営々として守ってきたのに、急に今の時代になってすぐ農地以外に転用するといふ、その辺のところをもし答えられる人があったら、答えてほしいと思います。

○議長(中川喜一郎君) 地元の方、どうですか。地引さん。

○20番(地引正和君) 非常に難しい問題ですけれども、今森さんのほうから言われたように、ほかに土地がないということと、あともう両親が、父親のほうは亡くなって、おばあさんがいるのですけれども、おばあさんも今介護の状態、それであとここに載っかっている人たちは全員勤め人ということで、実際にここ農地として使ってはいないのです。おばあさんが元気なころは、畑で何とかついていたみたいですが、それ以降全くやれないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長(中川喜一郎君) ほかに質疑のある方、どなたかいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

どうぞ、3番、高浦さん。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。農業委員会のあり方として、当然その事前の書類等を審査すべき事務局の役割として、先ほどの渡邊委員がおっしゃられたように、結果的に事務局、農業委員会の意思が通じなくても、ほかに求めることできませんでしたかというようなことは積極的に優良農地保全、確保という視点から農業委員会の役割であると思います。したがって、もう申請者の意向に任せ、申請があってすぐ受け付けるだけの姿勢では優良な農地は確保できないと思いますので、この総会だけではなくて、申請を受ける段階から申請者にそういう意向を確認する、農地保全のためにどうしたらいいかということ積極的にやっていくべきではないかと思います。そういう意味では、渡邊委員のお考え等には私は賛成したいと思っていますので、できれば農業委員会として、農業委員会事務局としてそのような前向きな姿勢で進めていったらよろしいのではないかと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 討論、ほかにどなたかいらっしゃいますか。

今3番、高浦さんが言われたように、この件につきまして、今もやられていると思いますが、今後ともそういうことも含めて対応をお願いしたいと思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定します。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請を議題といたします。

議案第3号の1についてを議題といたしますが、議案第3号の1ないし議案第3号の13については関連がありますので、議案第3号の1ないし議案第3号の13について一括して事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号整理番号1ないし13についてご説明いたします。

議案3ページから7ページに本件を掲載しております。本件は、君津市の法人が市内在住の所有者から申請地を使用貸借及び賃貸借により借り受けし、太陽光発電施設用地に転用しようとしてさきに申請が出され、平成26年4月21日開催の当農業委員会総会において審議いただき、許可相当の判断をいただきまして、平成26年6月20日千葉県知事より転用の許可を得た案件であります。

なお、本案件に関連する農地転用申請として、当該地の下流部に既存の赤道、青道を管理する用地として71平方メートルを転用したいとして平成26年6月20日開催の当農業委員会総会において審議いただき、許可相当の判断をいただいたところであります。

今回ご審議いただきますこの変更につきましては、皆さんに4月にご審議いただいた案件が農地転用が2ヘクタールを超える案件であったことから、千葉県知事許可であるものの関東農政局協議案件となり、農政局と千葉県の間でのやりとりの中で、4月にご審議いただいた案件と6月にご審議いただいた案件は同一事業であると判断されました。その結果、4月にご審議いただいた案件につきまして6月にご審議をいただきました71平方メートルを計画区域に含むこととすべきとの千葉県からの指摘があり、これに出来るべく今回の計画変更が申請されたものであります。

計画内容につきましては、既に許可を得た案件にこの71平方メートルの赤道、青道の管理用地を加えて1つの事業とするものであり、事業計画区域のみの変更でありまして、パネルの設置などについての変更はございません。

なお、本件については平成26年8月26日に申請書の提出がなされております。

総会資料6ページに位置図を添付しております。

総会資料7ページに変更前の計画区域図を、8ページに変更後の計画区域図を添付しております。A4の資料を横長に見ていただきまして、上のほうの中央の部分に該当箇所を示しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、この資料で見たら、変更前と変更後の何が変更になったかどうか、それが私には自分では読み取れないのだけれども、その辺ちょっと説明してください。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） ご説明いたします。

議案の資料の7ページ、A4の横に長く見ていただきますと、上の真ん中あたりに丸で囲んであるところがありまして、細長い部分があるかと思えます。この部分を8ページと見比べていただきま

すと、8ページはこの部分に若干線が入っております。おわかりになりますでしょうか。

○24番（渡邊喜一君） 黒い線。

○事務局（森 博君） はい。変更前はここの区域は含んでおりませんでした。変更後この区域を含んだ転用になりましたよということになっております。

何でこれというのは、もともとその上流部での転用の申請がありました。そのときには、ここの細身の部分というのはまだ分筆の登記が終わっていなかったために区域に入れることができなかった。4月の皆さんに審議していただいた段階では、ここの部分は入っていなかった。分筆登記が終わって所有権移転を伴う転用ができるという見込みができたので、6月の委員会で皆さんに審議をしていただいた。この細長い部分というのは、この脇に青道、赤道が実際あるのですけれども、その管理するために農地の一部を転用した。それが71平方メートルなのですけれども、その部分の区域も上流の転用計画に含むべきだと。別々に申請がなされておりますが、そもそもこれも含むべきだったでしょうということで、関東農政局と千葉県の話の中で含むべきであったという指摘がございましたので、今回計画区域に含むこととしての変更が出てございますけれども、もうちょっと言い方変えますと、上流の部分については皆さんにご審議をいただいて許可相当の判断をいただいております。この71平米についても皆さんに許可相当の判断をいただいております。それを2つを1つにしたというふうな形になっておりまして、それぞれの転用の計画の中身自体は何も変わっておりませんので、2つ別々だったものが1つの区域としてまとまったよということ、それを既に許可を得ておる関係上許可後の変更ということで今回上がっているということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 渡邊さん、よろしいですか。

○24番（渡邊喜一君） はい。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑ある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1ないし議案第3号の13について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1ないし議案第3号の13については許可相当と決定いたします。

議案第4号 平成26年度第6次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号 平成26年度第6次農用地利用集積計画承認の件を議題といたしますが、議案第4号については委員本人にかかわる案件がありますので、農業委員会法第24条の規定により議事参与できませんので、審議が終了するまで関係委員の退席を求めます。

〔 番 委員退席 〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、議案第4号 平成26年度第6次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第4号についてご説明いたします。

今回の申請は、利用権の設定が8件で、285.17アールとなっております。個々の内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）8ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。 さんですが、申請面積は23.36アール、株式会社

ですが、申請件数が3件で、申請面積の合計は163.29アール、 さんですが、申請面積は17.28アール、 さんですが、申請面積は12.42アール、 さんですが、申請面積は63.87アール、 さんですが、申請面積は4.95アールとなっております。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

〔 「なし」と言う人あり 〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔 「なし」と言う人あり 〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について賛成の方は挙手お願いします。

〔 賛成者挙手 〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

〔 番 委員着席 〕

報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

報告第1号について事務局の説明を求めます。

神作君。

○事務局（神作高史君） 事務局、神作です。報告第1号についてご報告いたします。

議案8ページから9ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成26年8月1日から平成26年8月31日まで4件です。

報告は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上でございます。

その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。

事務局、何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） では、皆さん何かありますか。

はい、どうぞ。

○4番（篠原 覚君） 動議を提出いたします。よろしいですか、この時間で。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○4番（篠原 覚君） 4番、篠原です。さきの総会でありました川名委員に対する辞職勧告決議の撤回を求める動議を提出いたします。

○議長（中川喜一郎君） ただいま4番、篠原委員からの動議の発言がありました。この動議は、辞職勧告決議を撤回するであります。

お諮りいたします。篠原委員の動議に賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成1名であります。

よって、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第11条の規定により動議は成立いたしました。

ほかに発言はございませんか。

どうぞ。

○22番（葛田吉弥君） 22番、葛田ですけれども、撤回というのは何の理由でその撤回に当たるのですか。恐らく先月みんな賛成多数で、本来からすればやめなくてはいけないような状態なのに、それを撤回するというのはどういうことですか。

以上です。

○事務局長（佐久間泰利君） 葛田委員、今篠原委員から撤回というふうな動議が出されまして、それについてはこの後で皆さんに質疑、討論というふうな形で審議していただくということになっておりますので、今の発言はそちらのほうでお願いしたいと思います。

○22番（葛田吉弥君） はい、わかりました。

○議長（中川喜一郎君） それでは、お諮りいたします。

この際、動議の成立しました議題を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 異議なしの声がありました。

○3番（高浦芳一君） 済みません。議事の進め方として、動議が提案があった、農業委員会の規則によって少なくとも1人以上あれば議題として取り上げるという決まりですよね。それを改めていいでしょうかなんていうのはどういう理由なのですか。何か流れとして執行部はごちゃごちゃになっていませんか。

○議長（中川喜一郎君） 暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

日程を追加します。

日程第4の次に日程第5、発議案第1号、提案理由の説明、質疑、討論、採決、以上でございます。

発議案第1号 川名委員の辞職勧告決議の撤回を求める動議について

○議長（中川喜一郎君） 日程第5、発議案第1号 川名委員の辞職勧告決議の撤回を求める動議についてであります。

それでは、提案理由の説明を求めます。

篠原委員。

○4番（篠原 覚君） 4番の篠原です。時間をとらせて申しわけありません。川名委員に対する辞職勧告決議の撤回を求める動議の趣旨を説明いたします。

趣旨説明の前に、先月の総会において川名委員に対する辞職勧告決議に賛成をした方々にはこの動議は大変失礼に当たるということは重々承知しておりますけれども、私にはさきの決議がどうしても納得がいけないものですから、やむなくこの動議提出に至ったということをご理解いただき、できましたなら改めてご再考をいただければと思っているということを趣旨説明の前に申し上げておきます。

さて、幸いなことに検討委員会の報告書の中に 及び の社長、専務、3人を指して「T

ら」というふうについてあると思うのですけれども、その言葉を使いますが、Tらは贈賄罪で逮捕されました。しかも、Tは贈収賄罪で逮捕され、懲役3年を言い渡されました。警察は、保護目的から情報提供者の氏名は公表していませんから、誰とは言えませんが、この情報提供者がいたからこそその逮捕となったわけです。私たちは、恐らくみんながみんなこれでTらによる第二、第三の犯行はなくなったものと大歓迎をしたところではないだろうかと思えます。しかし、今回の川名委員に対する辞職勧告決議は、こうした動きに全く逆行するものだと考えられます。辞職勧告を求める理由は、要旨次のように理解をしております。川名委員が不穏な動きを察知した段階で農業委員会の会長に報告しなかったことがTらの罪を大きくさせ、農業委員会の信用を失墜させた、よって川名委員はその社会的、道義的責任を果たさなかったという理由で辞職を勧告すべきというふうに前回の総会における辞職勧告の理由を私は理解をしております。ところが、川名委員が会長に報告しなかったことがTらの罪を大きくさせたという検証報告はありませんでした。ですから、これは一つの推論にしかなり得ません。検討委員会の報告書の文言によれば、「推認」というふうに使っていますが、もっとわかりやすく、一つの推論にしかなりません。この推論は、極めて無責任な論理をつくり上げます。Tは、こういうふうに行くこともできるかもしれません。いかにも私は刑事上の贈収賄罪を犯した、しかしそれは川名委員が会長に報告するのを怠ったからだ、私には罪はない。つまり川名委員が会長に報告しなかったことがTらの罪を大きくさせたということは、すなわちTらを免罪することになるのです。事実は、Tらは贈賄罪ないしは贈収賄罪を犯したのです。このことは重大なことであって、免罪の余地は一切ありません。

さて、川名委員に対する辞職勧告を求める推論的理由、私は理由がかもしれないに過ぎないので、こういうふうに言いますが、推論的理由は私たちを極めて無責任なところに導きましたが、そもそもかもしれないということは唯一絶対のものではなくて、必ずもう一つのかもしれないがあるので。川名委員が会長に報告していたとしても、Tらは勝手に罪を大きくしていたかもしれないのです。その証拠、そう思われる根拠として、1つに裁判所の判決があります。判決は、「その利欲的かつ身勝手な動機に酌量の余地はなく、強い非難に値する。その刑事責任は重大である」というふうにTを断罪しています。Tとは、それほど自分の利益には目のない人だったのです。2つに、私自身が公判を傍聴して聞いたことがあります。これは、第2回目の公判傍聴です。Tは、弁護士の「なぜやったのか」の問いに対して、「お金が欲しかったから」と答えています。Tは、当時自己破産中で、金銭に窮していましたから、の社長に強くアピールして自己の取り分と工作資金を要求し、まんまと手に入れました。また、Tはに金を出させて、袖ヶ浦の市議を含む他の農業委員に対して接待を繰り返しました。朝日新聞によれば、5回ほど30万円強だというふうに言われていますが、ちょっと頭の中で計算すると延べ35人ほどになるのではないかと思います。の専務は、これは彼本人の言葉ですが、「接待は犯罪だと承知しながらも、会社が見込む利益」、彼は5億と言っていましたけれども、「会社が見込む利益を確保したいがためにTの機嫌を損ねることを極度に恐れてい

た」と言っていました。Tの利欲熱、 に対する支配力は大変なものでした。こういう事情ですから、川名委員がたとえ会長に報告していたとしても、Tらは勝手に罪を大きくしていたかもしれないのです。

さて、かもしれないの話はこのくらいにして、もう一度川名委員に対して辞職勧告を求める推論的理由に戻ります。繰り返しますが、川名委員が不穏な動きを察知した段階で農業委員会の会長に報告しなかったことがTらの罪を大きくさせ、農業委員会の信用を失墜させた、よって川名委員はその社会的、道義的責任を果たさなかったという理由で辞職を勧告すべきと、これが推論的理由でした。かもしれないだけでは人に辞職を迫る理由にはならないことは今述べました。

さて、今度は川名委員一人がその社会的、道義的責任を果たさなかったということですが、その前にそもそも人に向かって社会的、道義的責任を問うほどに農業委員会内の報告体制は整っていたのか、あるいは成熟していたのかと私はむしろ問いたいと思います。私の見るところによれば、人に向かって社会的、道義的責任を問うほどの報告体制は農業委員会にはなかったと思います。その証拠に、川名委員も含めて誰一人会長に報告していなかったということが挙げられます。Tらからは、事前に直接依頼を受けた人、タオルをもらった人がいたということも報告書に書いてあります。接待を受けた人がいたということも報告書に書いてありますが、Tらから事前に直接依頼を受けた人は何人もいませんが、誰も報告しなかったということが検討委員会の報告書の6ページから読み取れます。また、直接依頼は受けなかったものの事前に何も知らない人はいないはずだ、直接依頼を受けなかった人も事前に何も知らないはずはないと報告書の7ページは指摘しています。川名さん一人が社会的、道義的責任を問われなければならないことはないと思います。

内部告発は、社会的にもその告発の取り扱い、また告発者の保護が極めて不十分な状態にあります。例えば新聞紙上で取り上げられた文章によれば、上司に握りつぶされたとか上司によって不正をした相手に漏らされた、白い目で見られるようになった、居づらくなってやめざるを得なくなった等々、内部告発の制度そのものの未成熟がメディアによっては報道されております。よって、もし社会的、道義的責任を問うのであれば、内部告発制度を十分に整える必要があります。この整備なくして幾らべき論をぶってみても、今回のように全員が個人的に対応して終わるということになります。誰も報告しないで過ぎるということになってしまいます。前の農業委員全員が社会的、道義的責任を問われる立場にあったということ、すなわち事を事前に知りながらも報告しなかったということ、そうしたことから酌み取るべき教訓は、内部告発制度の整備、この1点だと思います。川名委員を辞職させることにはないと思います。幸いにも報告書の11ページには、通報制度の確立を提案しています。

趣旨説明を終わるに当たって、皆さんに川名委員に対する辞職勧告決議の撤回を再度お願いし、報告書にある通報制度の確立を全体の共通認識とすることを強く求めて、私の趣旨説明を終わりたいと思いますが、最後に1つ議長にお願いいたしますが、先月の総会で事務局の森さんから発言がありましたが、あのままでは公文書をゆがめたことになるので、討論の最初に過不足のない訂正を森さんに

するように計らってもらえればと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明はとりあえず今終わりました。

今篠原さんから言われた件、もし答えができれば、よろしいですか。

事務局、森君。

○事務局（森 博君） 今篠原委員からお話のありました先月の総会で私の発言ということになりますと、公判記録の閲覧に行って、私がそこに記載してあった内容を確認しましたという発言の部分かと推測いたします。合っていますでしょうか。

○4番（篠原 覚君） はい。

○事務局（森 博君） あのとのお話としましては、御園委員からお話があって、その記録がありましたか、なかったですかということのご質問だったものですから、私はその記録の中にありましたとご回答をさせていただいたと記憶しております。私が見せていただいた公判記録、紙文書の中にその記載があったかなかったかを回答させていただいたのですけれども、私が見せていただいた公判記録の資料の中に、その一文の記載がありました。ただし、それをどなたが発言したか、あるいはそれが事実であるかどうか、それは私が確認するすべがございませんので、それが仮に事実であったかどうかというところの検証について問われますと、私はお答えはできませんが、私が千葉地方検察庁に行って公判記録の閲覧をさせていただいた中では、その記述自体がありましたので、ありましたとお答えをさせていただいたということです。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○4番（篠原 覚君） ちょっと何か禅問答みたいでわかりにくいと思いますが、僕のほうで再度追加しますが、先月森さんのほうから御園委員の要請に従っての発言で、途中の尻尾切りの言葉が「2月以降にしてくれという文言は確かにありました」という発言なのです。僕は、事務局に出向いたときに森さんに、「誰の発言としてありましたか」と尋ねたのです。そうしたら、「 の発言としてありました」というお答えですから、僕はその部分をつけ足してもらいたいと思って言ったのですが、それはそれでよろしいですね。つまり「 の発言として」という部分が抜けていたものですから、聞いた人はあたかも川名委員が言ったかのように誤解を受けたというふうに思いまして、周りにいる何人かの人にも聞きましたけれども、「え、あれ川名さんの発言じゃなかったの」というふうに誤解をして受けとめていた節もありましたものですから、改めて森さんから、あの2月以降にしてくれという文言は誰の発言でしたかということを確認しましたところ、うなずいてくれたように、あれは の発言だったということです。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 今ほど篠原委員からご指摘がありまして、おっしゃられている意味がよくわ

かりました。ただ、先月の私の発言としましては、自己弁明するわけではございませんが、その記述はありましたかということの問い合わせでございましたので、その記述は私は確認しましたということとを申し上げました。ただ、その前段で今ほど篠原委員おっしゃられた誰がというところは私申し上げてもおりませんし、確かにその辺の前段でその話題になっての私の発言だったか、ちょっと記憶はないのですが、その記述があったかどうかということについてのお答えはした記憶は間違いなく記憶してございます。それで、ありましたとさせていただきます。ただ、誰のというところは欠落していたことは間違いはないかと思えます。ただ、記述があったかなかったかということの問いに対してありましたとお答えをさせていただきます。

○議長（中川喜一郎君） これから質疑に入るわけでございますが、ただいま4番の篠原さんから提案の理由を丁寧な説明をしていただきました。

これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。
どうぞ。

○26番（藤井幸光君） 今川名さんの擁護の提案理由を聞きましたら、推測をしていると、かもしれないということでおっしゃいましたが、現実に現金が200万、300万というものを見せられているところはどうお考えになりますか。

○4番（篠原 覚君） それは、そのとおりだと思います。

○26番（藤井幸光君） そのとおりではなくて、要はそれでも正常なお金のやりとりというふうには見えないでしょう。こういう問題を、川名さんは300万を さんから提示されて賛同しろと言われているのですから、それを我々が問題にするのは当たり前だと思うのです。それを擁護する余地はどこにもありませんから。

以上です。

○4番（篠原 覚君） 言っている意味がわかりません。

○26番（藤井幸光君） 意味がといたら、要は推測で決議に賛同した方々はそう決めたのだらうとおっしゃっていましたが、そうではないということです。現実にそういうふうな さんから現金を見せつけられて、誘導されているのですから。そうでしょう。 さんは川名さんに賛同しろよという意味でお金を出しているのですから、それに川名さんがそういうことを普通のこと、正常なことだと思わないできちっと所属する農業委員会にこういう動きがありますよという報告があれば、いろんな問題の展開が違って来たと思います。

○4番（篠原 覚君） 僕は、それは一つの推論だと思っています。先ほど申しました。

○26番（藤井幸光君） 推論、推論と言いますけれども、結果的にきちっと200万、300万って現金を さん持っていつているのですよ。事実本人も……

○4番（篠原 覚君） そのことを言っているわけではない。

○26番（藤井幸光君） 言っていますよ。

○4番（篠原 覚君） 僕は言っていないです、それは。

○26番（藤井幸光君） いや、あなたはおっしゃっていませんけれども、川名さんはそれを認めています。

○議長（中川喜一郎君） 他に質問のある方。

はい、どうぞ。

○8番（積田雅美君） 8番、積田です。今の話について、ちょっと時間をいただきたいのです。ここでほかにありませんかって言われて、すぐにどうです、こうですってちょっと。やはり篠原委員の言ったことも一理あると思うのです。ただ、だけれども、そういうようなもので撤回してしまっているのかなという私も不安があるのです。ですから、ちょっとここで休憩を挟んで、時間をいただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） では、暫時休憩いたしましょう。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

先ほど来質疑を受けているところですが、質疑ございませんか。

どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。動議提案者、篠原委員にお聞きします。

農業委員会に通報制度が未成熟であった、要するに制度がなかったから、川名委員を含めて当時のさんたちの動きを察知した方々が農業委員長並びに農業委員会の人たちにお話がなかった、制度がなかったから報告等をしなかったということをお話しされておりました。確かにそれも一理はあると思いますけれども、公益通報制度という法律がある中で、果たしてそれがまかり通るのか。道義的責任としてやはりあるのではないか。少なくとも川名委員に対しては、あの手続的には正規の手続で書類は動いていると思います。内容も問題なかったと私も思っています。現に当時の運営委員会の中でいろいろな多方面、多角的にも検討した結果、賛成に値するという、要するに許可に値するという結論が出ております。そういう中で、少なくとも農業委員会の審議にかかわるやつを賛成してくれというふうにお金が動くこと自体、やっぱり法の趣旨から照らして本来はあるべき姿ではない。制度がある、ない関係なく、その当事者の農業委員である川名さんは、一番同じ仲間に、または農業委員会会長に報告すべき案件であったと思います。それは、受け取った、受け取らないの話ではなくて、農業委員会のあるべきコンプライアンスの立場からして、絶対、必ずその責任があるはずなのです。その後当時関与した農業委員の方々は昨年2月に改選または再任、再選等をされてきた中で、理由はともかく、経過はともかく、自分は関与したのだという責任の中で辞職した方が4人もいます。そういうことも考えると、前回の総会でいろいろその責任のあり方、考え方を確認をさせてもらったあのときの川名委員の考え方は、農業委員としての責任ある回答ではない。また同じようなことがあ

ったら、同じような事案が生じるであろう、そのときに実際に刑事罰に該当した人だけが処分されて、それは当然なのですが、農業委員会としての自浄努力というのが問われることになります。そういう意味から、通報制度の未成熟であったから、川名委員は報告しないのはやむを得ないというふうに本当に理解されての動議なのか、篠原委員にご確認させていただきたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○4番（篠原 覚君） 4番の篠原です。検討委員会のほうから出された報告書をつぶさに読む範囲でも、川名委員を含めて、恐らく川名委員だろうと思われる箇所のある文章を読んだ上でも、全て個人的に対応しているのです。もらったということ言えば、タオルやカレンダーを業者からもらったけれども、1人は警察に届けて、1人はそのままもらったしく読める文章がありますけれども、そんなふうに個人的に対応しているのです。 の専務が犯罪であることは承知だというふうに思いながらも接待を繰り返して、その接待に呼ばれて飲んで食べて、これは公務員倫理法違反なのですけれども、それぞれに呼ばれた人は会長に連絡することもなく、個人的に対応して済ませていたのです。それが現状なのです。この現状を見ずして、あるべき、あるべきといっても、今回の現実動かなかったと同じように動くはずはないと思っております。僕は、報告の制度がなかったと言っているのではないのです。人に社会的、道義的責任を問うほどの報告制度があったのか、なかったのかというふうに考えれば、現状はなかったというふうに思います。なぜなら、誰も報告しなかったという現実がそのことを証明しているからです。ですから、僕は最後にも提案していますし、検討委員会の報告書も最後に提案していますけれども、だからこそなお一層の報告制度をちゃんとしたものにしてという共通認識を持つことが今回の事件を受けて僕らが酌み取るべき教訓だというふうに思っているのです。川名さん一人を切ることが意味あることではないのです。川名さんも含めた全農業委員、全員が報告書の文章を読む限りにおいては会長に報告できる立場にあったわけです。あるいは、べき論で言えばすべき立場にあったのです。でも、しなかったのです。でも、しなかったという現実をどう思うかということなのです。高浦さんからこの制度がなかったというふうに言ったようだけれどもというお話でしたけれども、そうではなくて、それほどの、社会的、道義的責任を人に向かって問うほどの成熟した制度はまだなかった、これからもっとそういう意味での成熟を図っていこうではないかということ全体のものにしていくのが僕は一番いい今回の事件の收拾の方法というのですか、酌み取るべき教訓の一つであり、大事なことはないのかなというふうに思います。

○議長（中川喜一郎君） 高浦委員。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。篠原委員の言われるこの再発防止委員会の委員長報告にもあるような最後のまとめの一つである通報制度の確立、これは当然委員会としての内部的な通報制度、これを確立することは私も全く異論もありませんし、ただ一般的、社会通念上他法令に照らし合わせた大枠的なコンプライアンスを守るべきだという、また公務員としての自覚を持ってというような漠然とした表現ではなくて、はっきりとしたものを文言として制度化することは、これはもう早急に

やるべきことであるということについては、全く私は異論はありません。しかし、本件の 前農業委員があれだけの事件を起こして、なおかつ当事者にかかわった農業委員が、少なくとも公平、公正な立場で審議をすべき内容の農業委員の方々がそれぞれの役割を責任を逸脱してというよりも、全く守らずして起きてしまった事故、事件であります。それは、一般市民も県民も多分注視して見ていたと思いますし、これまでの過去のこの農業委員会の中でもマスコミの方、市民の方等が傍聴して、また要望等が出てきました。あの内容からすると、1人を責めるのではなくて、そういう農業委員としての自覚あるべきことをやらなかったという意見が当時は大多数でありました。そういうことから、農業委員の総意の中でこの再発防止検討委員会がつくられて、広い意味で、偏った視点ではなくて、検討を重ねてきた結果の報告書であります。それと、タオル云々ということもありますが、この文言についても前農業委員の方々から当時はどういう状況だったのですかという聞き取り調査を参考に記載をしてあるというふうに取り取れますし、まさにその前農業委員の聞き取り調査時に委員会等への意見をいただいた内容については次のとおりであったというようなことで、要点だけを書いてありますけれども、何らかのお金、物品、接待、あらゆるものを当時受けた人は、それぞれの役割の中できちっと農業委員会、農業委員の方々に情報が提供されれば、 さんそのものというのはあれだけの事故を起こさなくて済んだろうし、全く知らない人は飲食等の席にも参加することもなく、またはその責任をとってやめることもなかったでしょうし、いろんなことを考えると、当事者、一番最初にその動きを察知していた川名さんのあの対応、考え方を鑑みると、これからの農業委員としての資質に欠けるというふうに前回の総会で判断されたと思います。18票という賛成があった中では、そのように思っています。したがって、私は個人的に対処するという意味ではなくて、農業委員としてのあるべき姿、これからやらなくてはいけないことを考えると、篠原委員には大変申しわけないのですけれども、この撤回を求める動議については異論を持たざるを得ません。

○議長（中川喜一郎君） 葛田委員。

○22番（葛田吉弥君） 22番、葛田です。先月の総会のときに、一応18で辞職勧告ということでなつたのですけれども、その後何日かしたら、千葉日報に出ましたよ。賛成18、反対7ということで千葉日報に載っていました。これをまた蒸し返すということになると、すごい問題がまた起きるのではないかなと思うのです。そこを配慮しながら、ちょっと皆さん考えてもらえればいいかなと思います。以上です。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○27番（福原孝彦君） 事務局の森さんにお尋ねをしたいのですけれども、公判文書の記録についてなのですけれども、公判文書というのは、検察が控訴をした事件について裁判所が審理、裁判を行う手続ですよ。ということ、事実があったというのは報告していらっしゃるけれども、裁判所がこれを審理したわけですよ。ということは、この公判記録というのはいそが書かれているということはあるのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） ご質問をいただきましたので、お答えしますが、あくまでも千葉地方検察庁に公判記録の閲覧ということで行ってまいりまして、その公判記録の中にその記述があったということだけはお答えできますけれども、それがその後事実として確認をされたのかとか、その辺については私のほうでは確認のしようがありません。その閲覧した公判記録の中にその記述があったか否かということについてはありましたとお答えしますが、その記述が正確なものである、事実であるか否かについては、私はお答えはできかねます。申しわけありません。

○議長（中川喜一郎君） 福原さん。

○27番（福原孝彦君） 刑事裁判において、裁判所が審理、裁判を行うに当たって、事実ではないことが当事者から述べられるのでしょうか。森さんにちょっとお尋ねしたいのですが。

○議長（中川喜一郎君） 森さん。

○事務局（森 博君） 裁判の中のやりとりにつきましては、私ちょっと不勉強でわかりかねますが、先月の総会終わった後に私のこの発言に対して川名委員から、そのような記述については私は言っていないと、川名さんとしても。ですから、川名さんとしてもその記述の部分については自分言っていないので、その辺については争いたいというふうにはおっしゃっておられました。その川名さんの言葉からすると、川名さんはそれは事実ではないというふうにご認識はされていると思いますけれども、あくまでも裁判記録の中にその記述があったか否かという、申しわけありません、その1点しか私の中ではございませんので、そこを追及されましても、私のほうではそれ以上のお答えはできかねます。申しわけありません。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ、奥野さん。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。篠原さんの趣旨説明は、非常に理路整然としていまして説得力があるのです。また、そうかなというふうに思わざるを得ない点多々あります。ただ、私も検討委員として何回かの会議に出席していなければ、篠原さんのおっしゃること、そうだよなというふうに多分思ったと思います。ただ、検討委員として何回かの会議に出席し、そのメンバーの中に川名さんが自分から委員にならせてくれというふうにおっしゃって出てきて、これは前回も話がありましたが、最初の2回ほどしか出なかった。その第2回目の会議のときに、高浦さんが篠原さんよりお預かりしたこれを参考にしてくれないかという裁判の傍聴記録、これが出されました。これが事務局よりこれは絶対に外部には出さないでいただきたいというような話の中で出されたものですが、これがすぐ何日かのうちにある議員の方に渡りまして、議員の方から事務局のほうにこういうものが議員から出されたよという経緯がございました。これについても検討委員会でいろいろありましたが、これも推認ではありますが、恐らくは川名委員さんが渡されたのではないかというふうな推認をしております。それから2度ほど出て、その後については川名さんは出席されませんでした。それで、この総会のときだったかどうかはちょっと忘れましたが、川名さんにその辺を聞いたところ、そういう裁判の

傍聴記録が出たのだから、弁護士と相談をした結果、私は出ないほうがいいたろうというふうに判断をして出なかったというような、この辺ちょっと私の記憶が間違っていたらあれなのですけれども、そういうような話をされていたと思います。それと、もう一点、話が前後しますが、川名さんが委員になられた動機が、私がこの件に関してどうも弁明の機会をもらわないとまずいような状況になりそうだと。ですから、この委員にならせていただいたというような、たしか発言もされていたような記憶がございます。そういうようなことから推認をいたしますと、篠原さんのおっしゃっていたことで推認されることが全てなのかなというような疑問もございます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ただいま質疑から討論にも移っております。ほかに討論ある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 出尽くしたようですので、討論をこの辺で終結をしたいと思います。

動議の提案理由は理解できたところと思われます。また、質疑、討論でいろんな方からご意見を頂戴いたしました。この辺で採決をしたいと思います。本案件については川名委員の辞職勧告決議を撤回することについてという非常に重要な案件であることから、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第13条の規定により投票により採決をする方法としたいと考えますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 異議ないものと認めます。

発議案第1号について、これより投票を行うことといたします。

ただいまの出席委員は23名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

19番、佐久間保夫委員、20番、地引正和委員を指名いたします。

これから投票用紙を配付いたします。

事務局より投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

○議長（中川喜一郎君） 事務局より今投票用紙の配付しましたが、配付漏れございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 配付漏れはないものと認めます。

事務局。

○事務局（森 博君） 投票の方法についてご説明いたします。

今配付させていただきました賛成と反対とございますが、両方に印をつけられますと無効となりますので、いずれかに丸があるもの以外は無効となりますので、ご注意いただきたいと思っております。

○20番（地引正和君） 発議案に対して賛成か反対かだね。

○事務局（森 博君） それは、今ほどまた議長のほうからご説明あります。

○議長（中川喜一郎君） 投票箱の点検を行います。

任命された方、よろしくお願ひします。

〔投票箱点検〕

○議長（中川喜一郎君） 投票箱の確認終了いたしました。異状なしと認めます。

ただいまから投票を開始いたします。

発議案第1号に賛成する方は賛成に丸印、反対される方は反対に丸印を記入してください。書き終わりましたら事務局長から議席番号と名前を読み上げますので、順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（中川喜一郎君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

19番、佐久間保夫委員、20番、地引正和委員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数 23票

有効投票数 23票

無効投票数 ゼロ票

有効投票のうち

賛成 4票

反対 19票

以上のとおりでございます。

よって、発議案第1号は否決されました。

その他

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○27番（福原孝彦君） 今回議案第3号等で法人が太陽光発電を設置して農家の方がどれくらいメリットがあるのかということで、田んぼだとか畑について転用するわけですがけれども、この転用の中でも使用貸借だったり賃貸借だったりするのですけれども、この辺農家にとってどれくらいのメリットがある形になっているのでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、わかりましたらお願いします。

森君。

○事務局(森 博君) 全ての事案について把握しているわけではございませんけれども、最近上がってきたもので記憶にあるもので数字をお答えしますと、賃貸借での太陽光発電施設への転用につきましては、平米当たり130円ないし150円という数字が示された案件がございました。単純に1反の1,000平米で計算しますと、年間13万円もしくは15万円程度の収入がその賃貸借によって得られるということが計算で出ます。ただし、それまでは田んぼないし畑という固定資産税が多分雑種地ということで、どの程度の上昇幅かというのはちょっと私把握してございませんけれども、今までの負担していた固定資産税が農地から農地以外になることで上がるということの部分がここから幾らか目減り部分があるでしょうねということとは推測できます。農地を太陽光発電施設用地への転用した場合の地権者の懐勘定ということになると、今のところかと思われま。

○27番(福原孝彦君) ありがとうございます。

○議長(中川喜一郎君) ほかにその他のところで確認することはありますか。

はい、どうぞ。

○3番(高浦芳一君) 参考にお聞きしますが、篠原委員からの動議が残念ながらというのか、当然というのかわかりませんが、否決されました。前回の川名委員に対する辞職勧告の採決を受けて、会長から何らかのアクションを起こすというような話もされていたように私記憶しておりますが、前回の総会の動議案を受けてどのように対応されてきたのか、またもし対応されていなかったとしたならば、今後どのように対応されるのかを参考にお聞きしたいと思います。

○議長(中川喜一郎君) では、局長。

○事務局長(佐久間泰利君) 今会長のほうへということでご質問いただきました。先月の辞職勧告の3日後に私と中川会長、文書にしまして本人のところへ届けております。その受け取っていただいたときに、9月の総会では総会前に時間を設けますので、ぜひ皆さん、全委員の前で自分のご意見を述べていただきたいというふうに本人に依頼をいたしました。本人、そのときの言葉として、わかりましたというふうにお話をいただきました。本日当然お見えになって総会の始まる前にご本人からの説明があるものだと思っておりましたが、開会30分前に本人から直接うちのほうの係員に電話が入りまして、きょうはちょっと腰痛のため出席できないというふうにおっしゃっていたそうです。やはりこの案件については本人さんから、本人の進退というふうな部分になろうかと思えますけれども、はっきり自分の口からおっしゃっていただかないと委員の皆さんのほうも納得がいかない部分があるでしょう。ですから、必ずどこかの機会で本人さんに発言をいただくというふうに、今回欠席になっておりますので、もう一度後日念押ししまして、10月の総会にはということでお話しさせていただきたいと私は考えております。

以上です。

○議長(中川喜一郎君) 今高浦さんからお話があったように、私はこのことについては先月の総会の

前の日に職代の山口さんと局長と3人で事前に本人をお呼びしていろいろお話を聞きながら、今後どう本人に対し進めていかななくてはいけないのかなと、そういう思いで本人来ていただいたのですが、本人は私の思っているような考えは全然ありませんで、俺は何も間違い起こしていないからということで、全然違う、埋め立てのというか、水質汚濁の話ばかりで、私の話を聞いてくれない。その後私は場合によってはもう一遍行かなくてはなとは思いましたけれども、本人がもう一遍、中川、ちょっと話があるのだよといったら、すっ飛んで行くつもりでいたのだけれども、きょうの欠席まで私は本人から連絡いただけませんでしたから、私の本当思っているのは、あえて辞職、やめていただくということではありませんので、だからその辺を本人にお伝えしたかったのですが、その後は何もしておりません。今後また局長ときょうの決定事項を再度話したいと思っております。

以上でございます。

では、ほかに何かありましたら。

渡邊委員。

○24番(渡邊喜一君) 農業委員の不祥事に関する再発のあれで、対策がる書かれていますけれども、これを進めるのは会長が進めていくのですか、それとも局長が進めていくのか。というのは、今の人はわかっているけれども、メンバーかわる、次またかわる、そうしたらこのトラブルというか、そういうやつは誰がこれを進めてそういうあれをとめようとするのか。その辺のところ私知りたいのだけれども。

○議長(中川喜一郎君) この件につきましては、検討事項はもう全部終わって、議会にあと報告というか、最終報告になるのですが、今後何かあれば私の責任でやるようになると、そういうことです。これは、一人ではなくて……

○24番(渡邊喜一君) それ次、次という形で引き継ぎされて、こういうことがあったというあれが受け継がれていくというふうに理解していいのですか。

○議長(中川喜一郎君) はい、そのとおりです。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) なければ、事務局のほうからよろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 本日の日程は全て終了いたしました。

閉 会

○議長(中川喜一郎君) これをもちまして、第20回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後4時48分 閉会